

2026年12月 確定拠出年金法の改正について

iDeCoに関する2026年12月1日施行予定の確定拠出年金法の改正についてご案内いたします。
※本紙は2026年1月時点の情報を基に作成しております。

① 掛金限度額の引上げ

iDeCoの掛金限度額が引き上げられます(第3号被保険者以外)。

国民年金の 被保険者種別	加入パターン	掛金限度額	
		現行	改正後
第1号被保険者・ 任意加入被保険者	iDeCo	月額6.8万円 (国民年金基金、国民年金の付加保険料と合わせて月額6.8万円が上限)	月額7.5万円 (国民年金基金、国民年金の付加保険料と合わせて月額7.5万円が上限)
第2号被保険者	iDeCoのみ	月額2.3万円	月額6.2万円
	iDeCo + 他年金制度※	月額2万円 (他年金制度と合わせて月額5.5万円が上限)	月額6.2万円 (他年金制度と合わせて月額6.2万円が上限)
第3号被保険者	iDeCo	月額2.3万円	月額2.3万円 (変更なし)
<新設> 「② iDeCo加入可能年齢の引上げ」の改正により追加される加入者	iDeCoのみ	-	月額6.2万円
	iDeCo + 他年金制度※	-	月額6.2万円 (他年金制度と合わせて月額6.2万円が上限)

※ 他年金制度:企業型DC、DB(確定給付企業年金や私学共済など)、公務員共済など

② 加入可能年齢の引上げ

60歳以上のiDeCo加入要件が緩和され、さらに加入可能年齢の上限が65歳未満から70歳未満へ引き上げられます。

現行	改正後
60歳以上65歳未満の者について、国民年金の第2号被保険者・任意加入被保険者であれば加入が可能。 *65歳以上75歳未満の国民年金の第2号被保険者(＝老齢または退職を事由とする年金給付の受給権を有しない厚生年金被保険者)も加入が可能 *ただし、iDeCoや老齢基礎年金の老齢給付金を受給した者、企業型DCの拠出を年単位化している者、マッチング拠出をしている者は対象外	現行の対象者に加えて、60歳以上70歳未満の者について、国民年金の被保険者でなくても、下記のいずれかの条件を満たせば加入が可能。 (1)加入申出日前日時点でiDeCoの加入者であった者(加入を継続できます) (2)加入申出日前日時点でiDeCoの運用指図者であった者 (3)企業年金等の資産をiDeCoに移換する者 *施行日から3年を経過するまでは上記3つの条件を満たさなくても加入が可能(＝経過措置) *ただし、iDeCoや老齢基礎年金の老齢給付金を受給した者、企業型DCの拠出を年単位化している者、マッチング拠出をしている者は対象外

以上